

平成24年度 返還促進に係る機構の取組み

	平成23年度返還促進策等検証委員会報告	平成23年度返還促進策等検証委員会報告を受けた平成24年度の機構の取組み
今後の返還促進策の方向性	ア. 返還期限猶予制度、減額返還制度の一層の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○制度に関する調査(減額返還、返還期限猶予承認者対象) ○注意事項のチラシ配付(新規満期者の減額返還、返還期限猶予承認通知に同封)
	イ. 学校との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の教職員に事務連絡メール(月1回) ・「月刊高校教育」に記事連載(平成24年4月号から) ・学校関係団体の会議で資料配付(全国高等学校長協会、全国高等学校PTA連合会、全国専修学校各種学校総連合会) ○情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金学校事務担当者(初任者)研修会開催(4地区、計6回) ・奨学金業務に関するアンケート実施(学校の奨学金事務担当者対象、681校から回答) ・日本私立大学協会、日本私立大学連盟との懇談会実施 ・学校訪問を実施(2校で学校現場の現状を聴取) ○業務改善 <ul style="list-style-type: none"> ・学校から情報の提供を受け住所調査(年3回。提供に同意した学校の卒業生の住所) ・返還説明会マニュアル(学校用)、「返還のてびき」(貸与終了(予定)者に配付)を改訂 ・学校の返還説明会へ機構職員を派遣(延滞率等の条件により特に指導が必要な学校297校) ・各学校に延滞防止依頼通知を送付
効率的な事業運営(債権正常化への誘導)	①延滞させない	<ul style="list-style-type: none"> ・返還開始前の注意喚起(新規返還開始者、在学猶予終了者に対して、ホームページや通知による) ・返還者等からの質問等に随時対応(スカラネット・パーソナルに関する質問につき取組み)
	②延滞しても早期に解消させる	<ul style="list-style-type: none"> ・連続した振替不能の防止(振替不能1回目の者をそれ以上不能とさせないための取組み改善) ・個人信用情報機関への登録を警告(延滞3月未満の延滞者等に対し文書で) ・各通知発送のお知らせ(返還に関するもの、ホームページに掲載)
	③回収方法の優先順位を意識した効果的・効率的な回収方策 (法的処理よりは回収委託、回収委託よりは口座振替など)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な回収委託の実施(入金があっても延滞となっている者の委託) ・法的処理対象者の属性調査 ・法的処理マニュアルの整備・改善

	平成23年度返還促進策等検証委員会報告	平成23年度返還促進策等検証委員会報告を受けた平成24年度の機構の取組み
回収促進策についての提言	ア. 回収委託の効果的な活用 委託内容の改善により更に効果的な回収を図る	<ul style="list-style-type: none"> ○振替不能架電から回収委託まで一本化した業務委託を実施(平成24年3月新規満期者等) ○回収委託業者との会議を定期的実施
	イ. 新規返還開始者等への働きかけ ①架電による督促強化(入金約束までの再架電実施など) ②返還者とのコミュニケーションの質向上(初回返還までの間) ③サービサー委託内容の改善(期間の長期化、返還者情報最新化)	<ul style="list-style-type: none"> ○振替不能架電から回収委託まで一本化した業務委託を実施(平成24年3月新規満期者等)【再掲】 ○回収委託業者との会議を定期的実施【再掲】 ○返還開始前の注意喚起(新規返還開始者、在学猶予終了者に対して、ホームページや通知による)【再掲】 ○身近に携帯できる資料の配付(返還日や返還中の諸手続を常に意識でき、身近に携帯できる資料を上記通知とともに配付)
	ウ. 中長期延滞者の回収状況改善のための取組み ①回収委託と法的処理を適切に組み合わせでの回収の強化 ②延滞の解消が進まない延滞者、連絡がとれない者に対する裁判上の手続きの確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○網羅的な回収委託(6ヶ月以上入金のない者に対して継続して回収委託を実施) ○継続的な回収委託の実施(入金があっても延滞となっている者の委託)【再掲】 ○法的処理実施計画による確実な法的処理
	エ. 返還を継続している延滞者への対応 延滞金の機能を損なわない範囲での見直し等の検討 (長期延滞者には返還を継続している場合でも延滞金の負担が重いことを考慮)	<ul style="list-style-type: none"> ○長期延滞者に係る延滞金賦課について検討に着手(延滞金の機能を損なわない範囲で)
	オ. 債権償却等の措置 償却基準の見直し等を検討 ①延滞が長期化しており入金がない債権、 ②回収コストと返還額との比較から回収コストに見合わない債権について	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の基準では償却できない延滞債権について分析を実施(新たな債権償却基準の設定のため)